

[	県	政	経	當	会	議	資	料	]
令	和	6	(	2	0	2	4	年	)
総	合	企	画	画	部	企	画	月	整

# 『人口減少を見据えた未来へと幸せが続く 滋賀 総合戦略』の改定（最終案）について

- 1 総合戦略の改定について
- 2 人口ビジョンの策定
- 3 基本構想実施計画の改訂
- 4 スケジュール

# 1 総合戦略の改定について

## 改定の趣旨

- 国は、地方創生の基本的方向を定めた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を令和4年(2022年)12月23日に策定。地方自治体に対し、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略について、今後、国の総合戦略を踏まえて改訂に努めるよう要請。
- 国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」)は、新たに2070年までの日本の将来人口推計を令和5年(2023年)4月26日に公表。また、総合戦略における「人口の将来展望」や「人口目標」等の基礎となる地域別将来人口推計を令和5年(2023年)12月22日に公表。
- コロナ禍を経て出生数の減少がさらに加速する現状、少子化対策をめぐる国の動き、子ども政策に取り組む本県の動き等、人口減少を取り巻く状況が大きく変化。

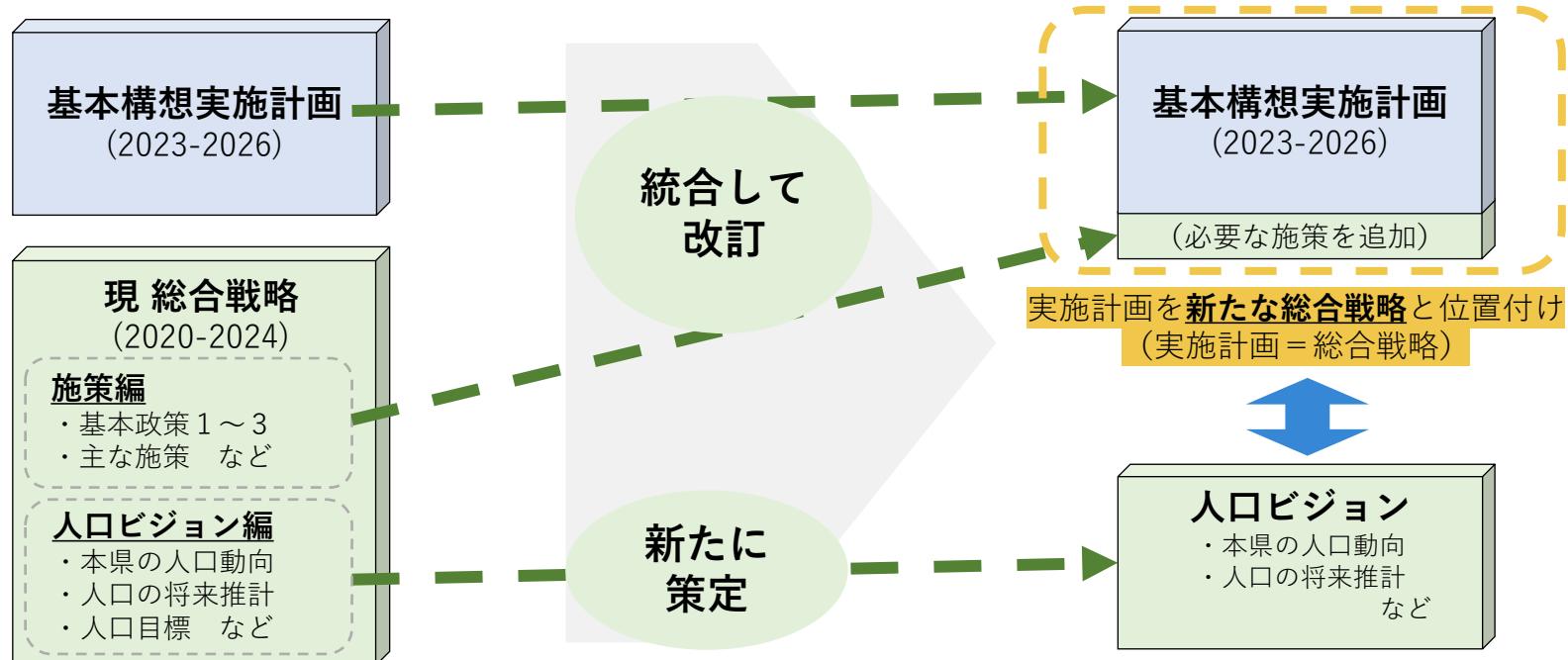


人口減少が進む中でも、基本構想で目指す「未来へと幸せが続く滋賀」の実現に向けてさらに強力に取り組むため、総合戦略を改定する

# 1 総合戦略の改定について

## 改定の概要

- 地域別将来人口推計(社人研推計)を踏まえて、現 総合戦略の「人口ビジョン編」を独立させて新たに策定し、施策を推進する上で重要な基礎と位置付ける。
- 「施策編」については、基本構想実施計画(以下、「実施計画」)と重複することから、「施策編」を実施計画と統合し、国の総合戦略および新たな人口ビジョンを踏まえて、必要な施策を追加する。(実施計画を「まち・ひと・しごと創生法」に基づく本県の総合戦略と位置付ける)
- 本県の最上位計画である実施計画に統合することにより、人口減少対策が県政の最重要課題であることを改めて明確化し、基本構想で掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」の実現に向けて一体的に取組を進めるとともに、県政の基幹となる計画を県民の皆さんにより分かりやすいものとする。



※今後も地域別将来人口推計（社人研）の公表を受けて改定

## 2 人口ビジョンの策定（構成）

（人口ビジョンの位置づけ）

- これまでの総合戦略における「人口ビジョン編」を継承するもの。
- 基本構想で掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」の実現に向けて、実施計画に基づき施策を推進する上で重要な基礎として、本県における人口の現状を分析し、人口に関する認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すもの。

### 人口ビジョンの構成

現 人口ビジョン編	<策定にあたっての考え方>	人口ビジョン
はじめに	更新	はじめに
I 滋賀県におけるこれまでの人口の動向 1 人口の推移 2 出生・死亡、転入・転出の推移 3 年齢階級別的人口移動の状況 4 地域ブロック別的人口移動の状況	直近の統計を基に更新 直近の統計を基に更新、構成変更 (2 自然増減の状況、3 社会増減の状況へ移動) 〃 (3 社会増減の状況へ移動) 〃 (3 社会増減の状況へ移動)	I これまでの人口の動向 1 人口の推移 2 自然増減の状況 3 社会増減の状況 4 県内市町別の状況
II 滋賀県における人口の将来展望 1 人口の将来推計 2 地域別的人口動向 3 県内市町の人口増減および高齢化の状況	新たな社人研推計を基に更新 〃 〃	II 人口の将来展望 1 人口の将来推計 2 地域別的人口動向 3 県内市町の人口増減および高齢化の状況
III 人口の変化による影響	時点更新	III 人口の変化による影響
IV 目指す将来像 1 「未来へと幸せが続く滋賀」の姿 2 人口に関する目標	更新 改定	IV 目指す将来像 1 「未来へと幸せが続く滋賀」の姿 2 取組の方向性
V 目指す将来像を実現するための戦略 1 基本的な考え方 2 計画期間 3 「未来へと幸せが続く滋賀」に向けた施策	削除（基本構想実施計画に統合） 〃 〃	なし なし なし

# 2 人口ビジョンの策定（概要）

## I これまでの人口動向

### 1 人口の推移

- 滋賀県の総人口は昭和35年（1960年）頃から増加し続けていたが、平成25年（2013年）の約142万人をピークに減少傾向
- 外国人人口は近年増加傾向が続き令和5年（2023年）末で約3.9万人

### 2 自然増減の状況

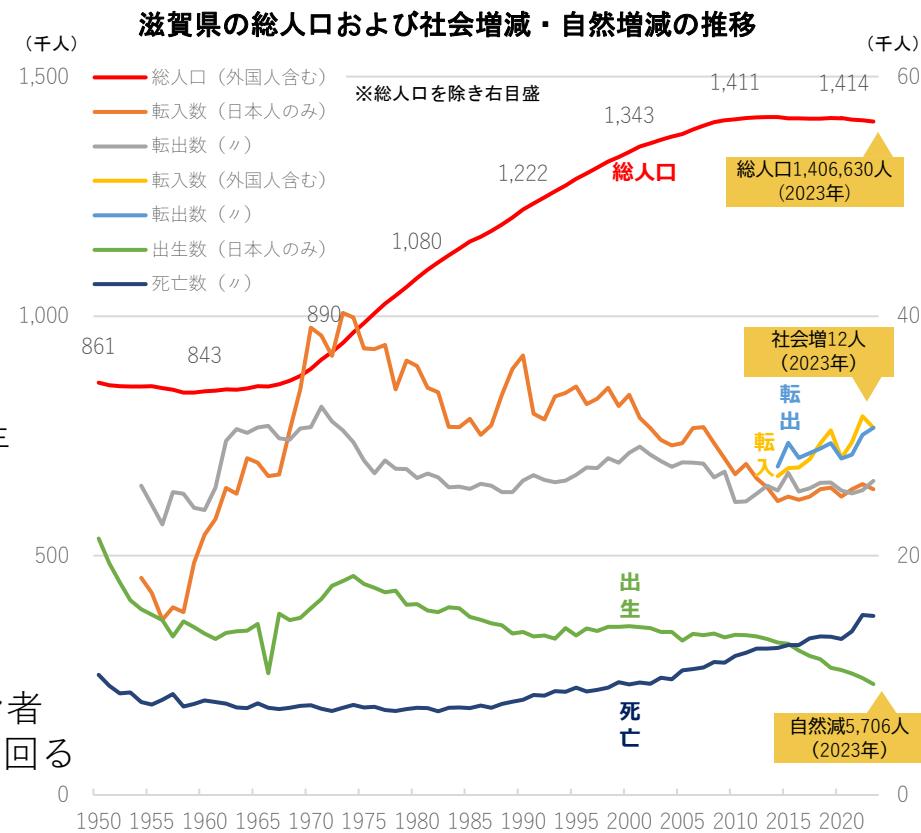
- 平成28年（2016年）以降、出生数を死亡数が上回る自然減の幅が拡大
  - ・出生数…減少継続（令和4年（2022年）には1万人を割り込む）
  - ・死亡数…増加傾向（令和4年（2022年）には1.5万人を上回る）

### 3 社会増減の状況

- 平成30年（2018年）から社会増が続き、令和4年（2022年）には1,555人に拡大したが、令和5年（2023年）の社会増は12人に縮小
- 大阪圏からの30代を中心とした子育て世代の転入超過が継続する一方、東京圏を中心とした三大都市圏への20代の転出超過が大きい
- 滋賀県で出生し県外へ転出した人のうちUターン者の占める割合は46.1%で全国平均（43.8%）を上回る

### 4 県内市町別の状況

- 人口増加が続いている地域がある一方、既に人口減少に転じた地域があり、市町によって状況が大きく異なる



# 2 人口ビジョンの策定（概要）

## II 人口の将来展望

（国立社会保障・人口問題研究所 令和5年（2023年）推計）

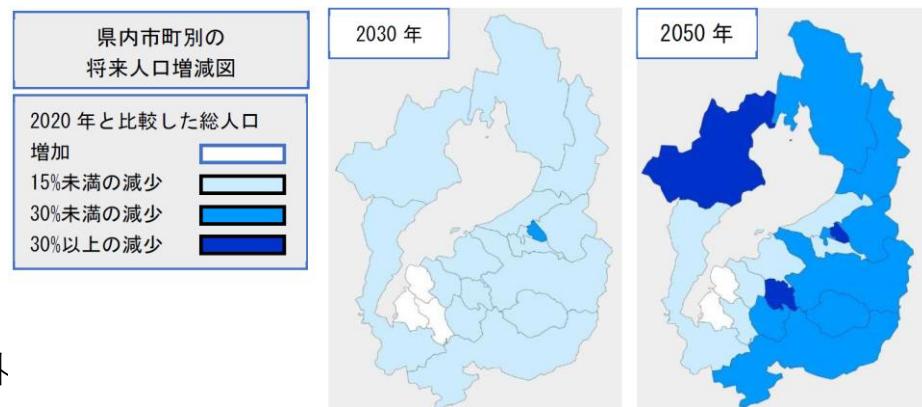
### 1 人口の将来推計

- 2050年の総人口は122.3万人  
(令和2年（2020年）比13.5%減少)
- 高齢者人口は44.9万人、高齢化率は37%近くに  
(令和2年（2020年）は26.3%)
- 外国人の入国超過数の増加に伴い外国人人口の増加  
が見込まれる



### 2 地域別の人口動向

- 大津地域は令和7年（2025年）頃まで、湖南地域は令和17年（2035年）頃まで人口が増加する一方、それ以外の地域では人口減少が継続
- 高齢者人口が生産年齢人口を上回る地域も



### 3 市町の人口増減および高齢化の状況

- 令和32年（2050年）には草津市・守山市以外の17市町で令和2年（2020年）と比べて減少、特に減少率が高いのは、甲良町、高島市、竜王町のほか、米原市、長浜市など
- 令和32年（2050年）にはすべての市町で高齢化率が30%を超え、50%を超える市町も

## III 人口の変化による影響

- 地域コミュニティの弱体化、労働人口の減少による労働力の不足など、暮らしや地域経済をはじめ、社会の様々な面に影響を与えることが考えられる
- 一方で、環境負荷の低減やゆとりのある生活環境の実現などの可能性も広がることが考えられる

## 2 人口ビジョンの策定（概要）

### IV 目指す将来像

#### 1 「未来へと幸せが続く滋賀」の姿

今後、人口減少が進む中にあっても、すべての世代が幸せを感じながら、それぞれの夢や希望を叶えられ、ともに地域づくりを担う、活力ある社会を目指して取組を進めていく。

#### 2 取組の方向性

基本構想で掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」の実現に向けて、次の方向性に沿って取り組む。取り組むにあたっては、今後人口減少が加速するとみられる地域や、今後も増加が見込まれる外国人など、様々な状況に応じた柔軟な施策の展開を進める。

##### 取組の方向性①

結婚・出産・子育ての希望を実現できる環境づくりやジェンダーギャップ解消などによる誰もが働きやすい就労環境の充実、さらには子どもを真ん中においた社会の実現に向けて取り組む。

##### 取組の方向性②

若い世代の大都市圏等からの転入者のさらなる増加に向け、子育て支援や働く場の創出など子どもを生み育てやすい環境づくりや、訪れる人・関わる人の創出に取り組む。また、これらの基盤となる豊かな自然環境の保全再生・活用、住み続けたいと思えるまちづくり、「自分らしさ」が大切にされ誰もが活躍できる共生社会の実現など「選ばれる滋賀」を目指した取組を進める。

##### 取組の方向性③

地域や産業を支える人材の育成・確保、デジタル技術を活用した暮らしをより豊かにする新たな価値の創造、人口減少社会に対応したまちづくりの推進など、人口が減少しても持続的な地域をつくる取組を進める。

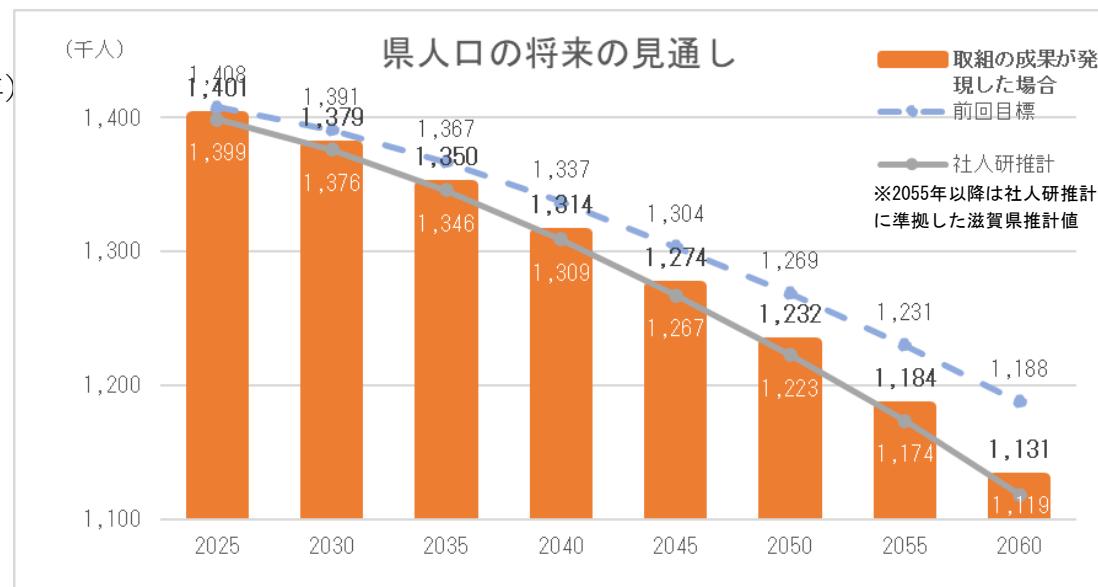
## 2 人口ビジョンの策定（概要）

なお、方向性①・②に沿った取組の成果が発現した場合の将来の姿を

- ・合計特殊出生率：令和42年（2060年）までに国民希望出生率とされる1.6程度※まで向上
- ・社会増減：社会増減プラス（社会増）

と展望した場合、将来的な総人口として、令和22年（2040年）に約131万人、令和42年（2060年）には約113万人となることが見込まれる。

※直近の出生動向基本調査（令和3年（2021年）等の結果から、1.6程度と推定される



基本構想で掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」の実現に向けて、取組の方向性①～③に沿って取り組むこととし、その具体的な政策については基本構想実施計画に基づき取組を進め、基本構想実施計画で掲げる次の目標の実現を目指す。

- 目標① 「感じている幸せの度合い」の上昇
- 目標② 「滋賀に誇りを持っている人の割合」の上昇
- 目標③ 「滋賀に住み続けたいと思う人の割合」の上昇

### 3 基本構想実施計画の改訂(ポイント)

総合戦略の改定に伴う

#### 基本構想実施計画の改訂

##### 改訂のポイント

###### ①総合戦略との統合に伴う追記

- ・基本構想で掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」の実現に向けて一体的に取り組むため実施計画に統合し、本県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付ける。
- ・施策の展開にあたっての「視点」の1つとして、「人口減少局面に柔軟に対応する活力ある地域づくり」を追記。

視点を追加

###### ②新たな子ども政策の展開に伴う施策等の追加

- ・政策2「子どもを真ん中においた社会づくり」のなかに新たな子ども政策の展開に伴う施策を中心に追加。

市町の子ども・子育て施策への支援

- 子ども・子育て施策推進交付金の創設および子どもの医療費助成の高校生世代への拡充について追加

不登校などの子どもへの支援

- 学びの機会と居場所の確保等について追加 など

※その他、所要の表記等の修正を行う

基本構想実施計画 構成

##### ■目指す姿（総合目標）

- ・感じている幸せの度合い
- ・滋賀に誇りを持っている人の割合
- ・滋賀に住み続けたいと思う人の割合 を上昇させる

##### ■施策の展開

- ・全体に通じる大切な視点 ひとづくり/子ども・子ども・子ども
- ・全庁を挙げて取り組むCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会の実現に向けた挑戦
- ・あらゆる施策で可能性を検討するDX推進

・人口減少局面に柔軟に対応する「活力ある地域づくり」

- ・13の政策の柱

政策1：からだとこころの健康づくり

政策2：子どもを真ん中においた社会づくり

政策3：生きる力・確かな学力の向上と笑顔あふれる学校づくり

政策4：「自分らしさ」が大切にされ、誰もが活躍できる共生社会づくり

政策5：暮らしを支え豊かにする基盤づくり

政策6：人々の幸せと地域の健康を支える交通まちづくり

政策7：安全・安心な地域づくり

政策8：経営基盤の強化と次世代の産業の創出

政策9：滋賀ならではのツーリズム「シガリズム」の推進と地域の活力づくり

政策10：持続可能な農林水産業の確立と農山漁村の多面的価値の発揮

政策11：琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用

政策12：気候変動への対応と環境負荷の低減

政策13：持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着、国際的な協調と協力

政策2に  
施策を追加

### 3 基本構想実施計画の改訂(施策の展開にあたっての「視点」の追記)

#### 項目：策定にあたって

(旧)

- 1 滋賀県基本構想実施計画
- 2 計画期間
- 3 策定にあたって
- 4 目指す姿（総合目標）
- 5 施策の展開
  - (1)政策の方向性(政策の柱)
  - (2)大切な視点「ひとづくり」「子ども・子ども・子ども」
  - (3)全庁を挙げて取り組む「CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり」
  - (4)あらゆる施策で可能性を検討する「DX推進」

(5) (新設)

(新)

- 1 滋賀県基本構想実施計画
- 2 計画期間
- 3 策定にあたって
- 4 目指す姿（総合目標）
- 5 施策の展開
  - (1)～(4) 省略

(5)人口減少局面に柔軟に対応する「活力ある地域づくり」

施策の展開にあたっては、今後も人口減少局面にある地域の個性や実情に応じて活力ある地域づくりを柔軟に進める。

まず先行的に、県北部（長浜市・高島市・米原市）において、地域資源を活かした魅力ある地域づくりや、未来を支える人材の育成などを推進し、その成果を県全域に広げられるよう取り組む。

### 3 基本構想実施計画の改訂（施策等の追加）

#### 政策2 子どもを真ん中においた社会づくり

##### 施策の展開 生まれる前からの切れ目のない子育て支援

(旧)

(新設)

(新設)

(新)

●妊娠、出産、子育てについて正しい理解を深め、子ども  
の頃からのプレコンセプションケア※を推進する。

※男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健  
康管理を行うよう促すこと。

●子ども・子育て施策の中心的な役割を担っている市町の  
取組を支援し、県内全体の子ども政策の充実を図る。

### 3 基本構想実施計画の改訂（施策等の追加）

#### 政策2 子どもを真ん中においた社会づくり

##### 施策の展開 「滋賀の宝」である子ども・若者を社会全体で応援

(旧)

- 子どもや若者と関わり合い、その成長を支援する取組や子育て家庭への応援に主体的に取り組む団体・事業者等を支援し、地域全体で子どもを育てる環境づくりを進める。

(新)

- 子どもや若者と関わり合い、その成長を支える取組を進めるとともに、子どもや子育て家庭への応援に主体的に取り組む団体・事業者等を増やし、社会全体で子どもを育てる環境づくりを推進する。

##### 施策の展開 困難な状況にある子ども・若者を支える

(旧)

(新設)

(新)

- 子どもの目線に立ち、一人ひとりの思いに寄り添いながら、不登校などの子どもの状態に応じた学びの機会と居場所の確保を図り、生きる力を育むために必要な支援を進める。

## 4 スケジュール

### 今後のスケジュール(予定)

6/11	県政経営会議
6/11 ～6/19	会派説明
7月上旬	常任委員会・特別委員会（最終案）